

1 国際テロ情勢

(1) イスラム過激派等

2001年（平成13年）9月11日の米国における同時多発テロ事件以降、各国政府がテロ対策を強化しているにもかかわらず、国際テロの脅威は依然として高い状況にある。中でも、オサマ・ビンラディンが率いる国際テロ組織「アル・カーイダ」は、米国に対するジハード（聖戦）における象徴的存在として、イラクへの武力行使を支持した国々及び親米湾岸・アラブ諸国を非難し、全世界のイスラム教徒に向けてジハードを呼び掛ける声明を発しており、他のイスラム過激派に影響を与えているとみられる。

表5-1 2005年（平成17年）以降に発生した主なテロ事件

発生年月日	事件名
2005年 2月14日	レバノン・ベイルートにおけるハリーリ元首相暗殺事件
7月 7日	英国・ロンドンにおける同時多発テロ事件
7月23日	エジプト・シャルム・エル・シェイクにおける同時多発テロ事件
10月 1日	インドネシア・バリ島における同時多発テロ事件
11月 9日	ヨルダン・アンマンにおける同時多発テロ事件
2006年 2月24日	サウジアラビア・アブカイクにおける石油関連施設襲撃事件

中東では、2005年（17年）12月にイラクにおいて国民議会選挙が実施された後も、米軍等駐留外国軍、治安部隊等イラク政府の関係者、同国の政党幹部、異なる宗派の住民等を対象としたテロが相次いで発生している。同年7月には、エジプトのシャルム・エル・シェイクで同時多発テロ事件が発生し、63人が死亡、120人以上が負傷した。同年11月には、ヨルダンの首都アンマンのホテルで同時多発テロ事件が発生し、60人が死亡、約100人が負傷し、「アル・カーイダ」のイラクにおける指導者とされるアブ・ムサブ・アル・ザルカウィ^(注)のものと思われる犯行声明が出されるなど、イラクの周辺国にテロが拡散する可能性が指摘されている。また、2006年（18年）2月には、サウジアラビアのアブカイクで、石油関連施設に対する襲撃事件が発生した。

東南アジアでは、2005年（17年）10月、インドネシア・バリ島のレストランで同時多発テロ事件が発生し、23人が死亡、146人が負傷した。この事件には、2002年（14年）10月にバリ島で、202人が死亡し、300人以上が負傷した爆弾テロ事件を始め、多くの爆弾テロを引き起こしたイスラム過激派「ジェマア・イスラミア（J I）」の幹部が関与したとみられている。J Iは、フィリピンのイスラム過激派「モロ・イスラム解放戦線（M I L F）」の一部や「アブ・サヤフ・グループ（A S G）」等と連携して活動していると指摘されている。



インドネシア
バリ島における同時多発テロ事件

欧州では、英国で主要国首脳会議（サミット）が開催されていた2005年（17年）7月、ロンドン中心部の地下鉄とバスで同時多発テロ事件が発生し、56人が死亡、約700人が負傷した。また、その2週間後には、再びロンドン中心部の地下鉄とバスで同時多発テロ事件が発生した。

注：2006年（18年）6月、イラク政府等により死亡が発表された。

(2) 我が国に対するテロの脅威

我が国は、2003年（平成15年）10月、オサマ・ビンラディンのものとされる声明において、攻撃対象国の一つとして名指しされた。また、2004年（16年）5月にウェブサイトに掲載されたオサマ・ビンラディンのものとされる声明において、邦人を始めとする米国の同盟国の国民を殺害すれば、金500グラムの報酬を与えると宣言されている。さらに、我が国の国際社会における存在感が増し、日本企業や邦人が外国で活動する機会が増大したことに伴い、外国で我が国の権益や邦人がテロの標的とされる危険性が高まっていることなどからも、我が国内や外国における我が国の権益、邦人に対するテロの脅威は、ますます増大しているといえる。

初めに、我が国内へのテロの脅威についてみると、前述のインドネシアにおける同時多発テロ事件にみられるように、大規模・無差別テロは、我が国に近接し、我が国と関係が深い東南アジア国内においても発生しており、その脅威は我が国の周辺地域まで及んできていることや、我が国内には、イスラム過激派がテロの対象としてきた米国関連施設が多数あることから、これらを標的としたテロの発生が懸念される。

こうした中、近年、国際手配されていたフランス人の「アル・カーイダ」関係者が、他人名義の旅券を使用して我が国に入出国を繰り返していたことが判明した。我が国内には、イスラム諸国からの入国者が多数滞在して各地でコミュニティを形成していることから、今後、イスラム過激派が、こうしたコミュニティを悪用し、資金や資機材の調達を図るとともに、様々な機会を通じて若者等の過激化に関与することが懸念される。

また、外国における我が国の権益や邦人に対する脅威も存在する。ペルーの左翼テロ組織による在ペルー日本国大使公邸占拠事件（1996年（8年）12月）や、邦人10人が殺害されたエジプト・ルクソールにおける観光客襲撃事件（1997年（9年）11月）等、我が国の権益や邦人が被害に遭ったテロ事件は多数発生しているが、最近では、特にイラクにおいて多くの邦人がテロの被害に遭っており、2003年（15年）11月には、外務省職員2人が襲撃を受け、殺害される事件が発生した。また、2004年（16年）4月には、武装グループがファルージャで邦人3人を人質とし、同国に派遣している自衛隊を撤退させるよう我が国に要求する事件やバグダッド近郊で邦人2人が身柄を拘束される事件が発生した（邦人はいずれも後に解放された。）。さらに、同年5月には、邦人の報道関係者2人が殺害される事件や、同年10月には、イスラム過激派とみられる武装グループが邦人旅行者を人質とし、同国から自衛隊を撤退させるよう我が国に要求し、後に人質を殺害した事件が発生した。

そのほか、2005年（17年）5月には、イスラム過激派とみられる武装グループがヒート近郊で民間警備会社の列車を襲撃し、同社の邦人社員が行方不明となった（2006年（18年）6月現在）事件や、2005年（17年）10月に発生したインドネシア・バリ島における同時多発テロ事件で、邦人観光客1人が殺害されるなど、我が国は外国においてテロの脅威にさらされており、日本企業や邦人が外国において活動する機会が引き続き増加するとみられることから、今後も邦人を対象としたテロが発生することが懸念される。

表5-2 2001年（平成13年）以降に邦人が被害に遭った主なテロ事件

発生日月	事 件 名
2001年 9月11日	米国における同時多発テロ事件
2002年 10月12日	インドネシア・バリ島における爆弾テロ事件
2003年 5月12日	サウジアラビア・リヤドにおける外国人居住区連続爆破テロ事件
11月29日	イラクにおける外務省職員殺害事件
2004年 4月7日	イラクにおける三邦人人質事件
4月14日	イラクにおける邦人拘束事件
5月27日	イラクにおける邦人ジャーナリスト殺害事件
10月26日	イラクにおける邦人人質殺害事件
2005年 5月8日	イラクにおける邦人拘束容疑事件
10月1日	インドネシア・バリ島における同時多発テロ事件

(3) 北朝鮮

北朝鮮による日本人拉致容疑事案

ア 拉致容疑事案の捜査状況

警察では、これまでに北朝鮮による日本人拉致容疑事案と判断してきた10件、15人以外にも、拉致の可能性を排除できない事案があることから、所要の捜査や調査を進めてきた。その結果、平成17年4月には、昭和53年6月に兵庫県で男性が失踪した事件を新たに拉致容疑事案と判断し、その旨を公表した。この結果、平成18年6月現在、北朝鮮による拉致容疑事案と判断されるものは11件、16人となっている。また、拉致に関与した北朝鮮工作員や「よど号」のハイジャックにかかわった犯人ら3人について、逮捕状の発付を得て、国際手配を行うなど、警察の総合力を発揮して捜査を推進してきた。同年1月、これまでの捜査の結果を踏まえ、昭和53年に相次いで発生した福井県及び新潟県におけるアベック拉致容疑事案に対処するための警察の態勢に関し、福井県警察及び新潟県警察が、それぞれ警視庁と共同して捜査を行うよう、警察庁長官が指示した。

この指示を受け、福井県警察及び新潟県警察は、それぞれ警視庁と共同捜査本部を設置の上、所要の捜査を行った結果、アベック拉致容疑事案（福井）の実行犯として北朝鮮工作員辛光洙を、アベック拉致容疑事案（新潟）の実行犯として北朝鮮工作員・通称チェ・スン Chol を特定し、平成18年2月、それぞれ逮捕状の発付を得た。また、過去に諜報活動を行っていた疑いのある通称チェ・スン Chol については、旅券法違反等で、同日、改めて逮捕状の発付を得た。さらに、同年4月、昭和55年6月に発生した原教屍さん拉致容疑事案に関して、実行犯である辛光洙及び金吉旭の逮捕状の発付を得て、それぞれ国際手配を行っている。

なお、警察庁では、平成18年4月、北朝鮮による拉致容疑事案の捜査等において、各都道府県警察に対し、指導を行うとともに、関係機関・団体との調整を行うことを目的として拉致問題対策室を設置し、拉致容疑事案の全容解明に向けた体制を強化している。

イ 日朝首脳会談（2002年（14年）9月17日）後の日朝の動向

2002年（14年）9月17日の日朝首脳会談の席上で、金正日国防委員長は、拉致問題について、「（北朝鮮の）特殊機関の一部の盲動主義者らが英雄主義に走ってかかる行為を行ってきたと考えている」との認識を示して謝罪し、同年10月には北朝鮮から生存と伝えられた5人の拉致被害者が帰国した。その後、16年5月と7月には、これら拉致被害者の家族の帰国・来日を実現した。

同年11月9日から14日にかけて、平壤で第3回日朝実務者協議が開催されたが、この日本政府代表団に警察庁の職員が新たに参加した。北朝鮮は、再調査の結果であるとして、従前と同様、当時拉致被害者として認定していた15人から帰国済みの5人を除いた10人のうち、8人は死亡し、2人は入境の確認が取れないと説明した。しかし、北朝鮮が説明する死亡に至るまでの経緯が不自然で、事実であるか疑わしい又は事実が不明である点が多かった。

この協議の際、北朝鮮は、拉致被害者の横田めぐみさんの遺骨と称するものを提出した。関係都道府県警察は、専門家により慎重に選定された、DNAを検出できる可能性のある骨片10片について、DNA鑑定分野では国内最高水準の研究機関である帝京大学と警察庁科学警察研究所に鑑定を嘱託した。その結果、帝京大学に鑑定を嘱託した骨片5個のうち4個から同一のDNAが、他の1個から別のDNAが検出されたが、いずれも横田めぐみさんのDNAとは異なっていた。

政府は、同年12月25日、提示された情報及び物証を精査した結果を北朝鮮に伝えた。これに対し、北朝鮮は、同月30日、「受け入れることも、認めることもできないし、それを断固排撃する」

などと主張し、「朝日政府接触にこれ以上意義を付与する必要がなくなった」と述べた。また、2005年（17年）1月26日、我が国に「備忘録」と題する文書を提出し、横田めぐみさんの遺骨と称するものに関する鑑定結果はねつ造であると改めて主張するとともに、その返還を求めた。

これに対して、我が国は、同年2月10日、北朝鮮に「北朝鮮側「備忘録」について」と題する文書を伝達し、我が国の見解は、「厳格な手続きに従い、日本で最も権威ある機関の一つが実施した客観的かつ科学的な鑑定に基づくものである」などと反論するとともに、拉致被害者の即時帰国と真相究明を求めた。しかし、北朝鮮は、同月24日、我が国に対し、「この問題について日本政府と議論する考えはない」などとした上で、責任ある者の処罰と遺骨の早期返還を要求した。これに対し、我が国は、同日、「生存する拉致被害者の即時帰国と真相究明を改めて強く求め」、「北朝鮮側が六者会合に早期かつ無条件に復帰し、問題解決のために前向きな対応をとることを強く求める」などとする外務報道官談話を発表した。その後、同年11月3日、4日の両日、北京で、約1年ぶりに再開された日朝政府間協議では、日本側から「拉致問題等の懸案事項に関する協議」、「核問題、ミサイル問題等の安全保障に関する協議」及び「国交正常化交渉」の三つの協議を並行して行う案を提示した。北朝鮮側は、同年12月24日、25日に開催された協議において、この提案を受け入れ、2006年（18年）2月4日から8日までの間、北京で、日朝包括並行協議が開催された。これらの場において、日本側より生存する拉致被害者の早期帰国、真相究明及び容疑者の引渡しを改めて強く求めたが、北朝鮮側から、拉致被害者に関する新たな情報の提供はなく、拉致問題について具体的な進展はみられなかった。

なお、外務省は、同年4月11日、横田めぐみさんの娘と韓国人拉致被害者の家族との間に血縁関係が存在する可能性が高いとのDNA鑑定結果を公表した。

表5-3 北朝鮮による日本人拉致容疑事案の概要

発生時期・場所	事案（事件）名	事案の概要
昭和52年9月 石川県鳳至郡 （現 鳳珠郡）	宇出津事件	北朝鮮工作員に取り込まれた在日朝鮮人が、在日米軍に関する情報収集や対韓国工作に従事していたところ、「45歳から50歳位の日本人独身男性を北朝鮮に送り込め」との指示を受け、かねてから知人であった東京都在住の日本人男性を海岸に連れ出し、工作船で迎えに来た別の北朝鮮工作員に同人を引き渡したものの（主犯格の北朝鮮工作員・金世鎭の逮捕状を得て、国際手配）
昭和52年11月 新潟県新潟市	少女拉致容疑事案	当時13歳の横田めぐみさんが、部活動を終えて中学校から帰宅する途中、海岸から数百メートル離れた地点で友人と別れた後消息を絶ち、行方不明となったもの
昭和53年6月ごろ 兵庫県神戸市	元飲食店店員 拉致容疑事案	飲食店に出入りしていた田中実さんが、北朝鮮からの指示を受けた同店の店主である在日朝鮮人の甘言により、海外に連れ出された後、北朝鮮に送り込まれたもの
昭和53年6月ごろ 不明	李恩恵拉致容疑事案	昭和62年11月に発生した大韓航空機爆破事件の実行犯である金賢姫が、「北朝鮮において、53年から54年ごろに日本から拉致されてきた「李恩恵」と称する日本人女性から、日本人になりすますための教育を受けた」、「李恩恵は「日本から船で引っ張られてきた」と言っていた」と供述したことなどから明らかとなったもの
昭和53年7月 福井県小浜市	アベック拉致容疑事案 （福井）（注1）	地村保志さん、本富貴恵さんが、デートに行くと言って自動車で外出したまま帰宅せず、自動車だけが海岸付近の展望台で、鍵を付けたままの状態で見えられたもの（辛光洙の逮捕状を得て、国際手配）
昭和53年7月 新潟県柏崎市	アベック拉致容疑事案 （新潟）（注2）	蓮池薫さんが家族に自転車を借り、「ちょっと出かけてくる。すぐ帰る」と言って自宅から出かけたまま消息を絶ち、奥土祐木子さんも、同僚に「仕事が終わってからデートする」と言って勤務終了後勤務先を出たまま消息を絶ったもの。蓮池さんの乗っていた自転車は、海岸から数百メートル離れた図書館の前で見えられた（通称チェ・スンチョルの逮捕状を得て、国際手配）

昭和53年8月 ひおき 鹿児島県日置郡 ひおき (現 日置市)	アベック拉致容疑事案 (鹿児島)	市川修一さんが、増元るみ子さんを誘って浜に夕日を見に行くと言って外出したまま帰宅せず、市川さんの乗っていた自動車は、同浜のキャンプ場付近で、扉の施錠がされた状態で発見され、また、増元さんも、市川さんと浜に夕日を見に行くと言って外出したまま帰宅しなかったもの
昭和53年8月 新潟県佐渡郡 (現 佐渡市)	母娘拉致容疑事案(注3)	曾我ひとみさん、曾我ミヨシさん母娘が、買物に行くと言って自宅から出かけたまま消息を絶ったもの
昭和55年5月ころ 欧州	欧州における日本人 男性拉致容疑事案	欧州滞在中の石岡亨さん、松木薫さんが、それぞれ消息を絶ち、その後、石岡さんから家族あてに届いた昭和63年8月にポーランドで投かんされた手紙の中に、石岡さん、松木さん、有本恵子さんの3人が、北朝鮮に滞在している旨が記載されていたもの
昭和55年6月 宮崎県宮崎市	辛光洙事件	昭和60年6月に韓国当局の発表により発覚した事件で、北朝鮮工作員である辛光洙らが、55年6月、大阪府在住の原教晃さんを宮崎県の青島海岸に連れ出し、工作船で北朝鮮に拉致したもの(辛光洙及び金吉旭の逮捕状を得て、国際手配)
昭和58年7月ころ 欧州	欧州における日本人 女性拉致容疑事案	英国留学中の有本恵子さんが、昭和58年10月ころに両親あてに配達されたコペンハーゲンからの手紙を最後に消息を絶ったもの。その後、同じく欧州から失踪した石岡亨さんから家族あてに届いた63年8月にポーランドで投かんされた手紙の中に、有本さんら3人が北朝鮮に滞在している旨が記載されていた(「よど号」犯人魚本(旧姓・安部)公博の逮捕状を得て、国際手配)

注1～3：このうち、地村保志さん、本(現・地村)富貴恵さん、蓮池薫さん、奥土(現・蓮池)祐木子さん、曾我ひとみさんの5人が、平成14年10月、24年ぶりに帰国した。

北朝鮮による主なテロ事件

北朝鮮は、朝鮮戦争以降、南北軍事境界線を挟んで韓国と軍事的に対峙^じしており、韓国に対するテロ活動の一環として、これまでに、工作員等によるテロ事件を世界各地で引き起こしていることなどから、米務省では、キューバ、イラン、スーダン、シリアとともに、1988年(昭和63年)から北朝鮮をテロ支援国家に指定している^(注)。

ア 韓国大統領官邸(青瓦台)襲撃未遂事件

1968年(43年)1月、韓国軍人に偽装して同国に潜入した北朝鮮の武装ゲリラ31人が、^{パクチョンヒ}朴正熙韓国大統領ら韓国要人の暗殺を企図して、韓国大統領官邸(青瓦台)付近の路上で韓国当局と銃撃戦を行い、民間人5人と警察官1人を射殺した。韓国当局は、武装ゲリラのほとんどを射殺し、1人を逮捕した。

イ ビルマ・ラングーン事件

1983年(58年)10月、ビルマ(現ミャンマー)に潜入した北朝鮮の武装ゲリラ3人が、^{チョンドゥファン}同国を親善訪問中の全斗煥韓国大統領らの暗殺を企図し、一行の訪問先であるアウンサン廟において^{びょう}爆弾テロを引き起こし、韓国外務部長官ら21人を死亡させ、47人を負傷させた。

ウ 大韓航空機爆破事件

1987年(62年)11月、日本人名義の偽造旅券を所持した北朝鮮工作員の^{キムスンイル}金勝一と金賢姫が、バグダッド発アブダビ、バンコク経由ソウル行きの大韓航空機858便に時限爆弾を仕掛け、アブダビからバンコクへ向かう途中のビルマ南方アングマン海域上空で爆破させ、乗員乗客115人全員を死亡させた。金賢姫の供述等から、同人らは、朝鮮労働党対外情報調査部に所属し、北朝鮮において、「ソウル・オリンピックを妨害するため大韓航空機を爆破せよ」との指令を受け、犯行に及んだことが判明した。

エ 最近の動向

北朝鮮の関与が明らかなテロ事件は大韓航空機爆破事件以後みられないが、1996年(平成8年)

注：リビアについては、2006年(18年)5月、指定を解除する方針が発表された。

9月、韓国北東部で北朝鮮の潜水艇が座礁し、乗船していた武装工作員らが韓国領土内に侵入する事件が発生した（武装工作員の一部は、付近の山中で死亡しているのが発見されたほか、韓国軍との銃撃戦で射殺されるなどした。）。1998年（10年）6月には、韓国領海内で漂流していた潜水艇内から、9人の遺体と北朝鮮の自動小銃等が発見される事件も発生した。

（4）日本赤軍と「よど号」グループ

日本赤軍

日本赤軍は、1995年（平成7年）以降、世界各地で構成員が相次いで検挙され、12年11月には、最高幹部の重信房子が逮捕されるに至った。13年4月、重信は、獄中から日本赤軍の解散を宣言し、日本赤軍もこれを追認した。しかし、この解散宣言では、テルアビブ・ロッド空港事件^{（注1）}を依然として評価しており、同年12月には日本赤軍の継承組織も活動を開始するなど、テロ組織としての危険性に変化はない。

18年2月、重信は、ハーグ事件等により東京地方裁判所で懲役20年の判決を受けたが、同年3月弁護側、検察側双方ともこれを不服として東京高等裁判所に控訴した。

警察は、国内外の関係機関との連携を強化し、逃亡中の7人の構成員の早期発見、逮捕に向けた取組みを推進している。

「よど号」グループ

1970年（昭和45年）3月31日、極左暴力集団である共産同赤軍派^{（注2）}の構成員9人が、東京発福岡行き日本航空351便、通称「よど号」をハイジャックし、北朝鮮に入境した。

警察は、ハイジャックにかかわった被疑者を国際手配し、既に田中義三外1人を逮捕した。このほか、2人が既に死亡しており、現在も北朝鮮にとどまっている被疑者は5人とみられる。そのうち1人は死亡したとされているが、真偽は確認できていない。

平成14年3月、警察は、これまでの捜査結果から、欧州で発生した日本人女性拉致容疑事案は、「よど号」グループと北朝鮮によるものである疑いがあると判断した。同年9月、同事案に関し、有本恵子さんに対する結婚目的誘拐容疑で、「よど号」犯人の魚本（旧姓・安部）公博の逮捕状を得て、同年10月には国際手配を行った。

「よど号」犯人の妻らについては、これまでに帰国した5人を逮捕し、いずれも有罪が確定している。妻子らの帰国をめくっては、17年11月、「よど号」グループ関係者が、18年夏までに妻子ら全員の帰国を目指す方針を明らかにしたと報じられ、18年1月及び6月にそれぞれ子女1人が帰国した。

警察は、「よど号」犯人を国際手配し、外務省を通じて北朝鮮に対し、身柄の引渡しの要求を行うとともに、「よど号」グループの活動実態の全容解明に努めている。



注1：1972年（昭和47年）5月30日、イスラエル・テルアビブのロッド空港（現ベングリオン国際空港）で岡本公三ら3人によって引き起こされた乱射事件。この乱射で24人が死亡、76人が重軽傷を負った。

注2：正式名称を共産主義者同盟赤軍派という。

2 国際テロ対策

(1) テロの未然防止に関する法整備に向けた検討の推進

平成16年8月、警察庁は、厳しさを増す国際テロ情勢を踏まえ、テロの未然防止と発生時の対処について、当面講ずべき諸対策を「テロ対策推進要綱」として取りまとめた。テロ対策に万全を期するためには、警察と関係機関や国民が協力して対策を講ずる必要があるため、本要綱には、警察が独自に行う対策だけでなく、幅広い分野にわたる対策が盛り込まれている。

また、同年12月、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部において、「テロの未然防止に関する行動計画」が策定された。この計画には、我が国がテロ対策の「ループホール（抜け穴）」とならないよう、主要諸外国が採用しているテロの未然防止に有効と考えられる諸施策を参考として「今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策」16項目が盛り込まれ、それぞれについて実施省庁と実施時期が明記された。このうち、18年度までに措置を講ずることとされた金融活動作業部会（FATF）^注勧告実施のための取組みについては、17年11月、同推進本部において、警察庁が法律案を作成し、19年の通常国会に提出することなどが決定された。

さらに、18年3月、「行動計画」に基づき、上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付けることなどを内容とする出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案（以下「入管法改正案」という。）及び生物テロに使用されるおそれのある病原体等の管理体制の確立を図ることなどを内容とする感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律案が閣議決定され、第164回国会に提出され、このうち入管法改正案は、同年5月に成立した。

なお、テロ対策の要諦は未然防止にあり、その重要性に対する国民の認識・理解を深め、その対策の推進に資するため、テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制を整備することが必要である。警察庁は、関係機関と連携を図りながら、諸外国の法制の整理や有識者との意見交換を行うなど法制の整備に必要な検討を行っている。

図5-1 今後速やかに講ずべきテロの未然防止対策等 ～「行動計画」第3及び第4の骨子～

16年度に措置を講ずるもの

- ・ スカイ・マーシャルの導入
- ・ 旅館業者による外国人宿泊客の本人確認の強化等
- ・ 爆弾テロに使用されるおそれのある爆発物の原料の管理強化
- ・ 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

17年度に措置を講ずるもの

- ・ ICPOの紛失・盗難旅券データベースの活用
- ・ 航空会社等による乗客の旅券確認の義務化
- ・ 東南アジア等への文書鑑識指導者の派遣等
- ・ 爆発物等を輸入禁制品にすることによる輸入管理の強化
- ・ 核物質防護対策の強化

18年度までに措置を講ずるもの

- ・ 入国審査時等における外国人の指紋採取等
- ・ テロリストに対する入国規制
- ・ 航空機等の長による乗員乗客名簿の事前提出の義務化
- ・ 生物テロに使用されるおそれのある病原性微生物等の管理強化
- ・ テロ資金対策に係るFATF勧告の完全実施に向けた取組み
- ・ 情勢緊迫時における重要施設等の警備強化
- ・ 空港及び原子力施設の制限区域への立入者の適格性チェック

検討を継続するもの

- ・ テロの未然防止対策に係る基本方針等に関する法制
- ・ テロリスト及びテロ団体の指定制度
- ・ テロリスト等の資産凍結の強化

注：Financial Action Task Force

(2) テロの未然防止対策の推進

情報収集と捜査の徹底等

テロを未然に防止するためには、とりわけ、幅広い情報を収集し、それを的確に分析することが不可欠である。また、テロは極めて秘匿性の高い行為であり、収集される関連情報のほとんどは断片的なものであることから、情報の蓄積と総合的な分析が求められる。

警察では、米国における同時多発テロ事件以降、外国治安情報機関等との連携を緊密化させるなど、テロ関連情報の収集・分析活動を強化している。平成16年4月には、警察庁警備局に外事情報部を設置するとともに、従前外事課に置かれていた国際テロ対策室を国際テロリズム対策課に発展的に改組し、さらに17年4月には、同課に国際テロリズム情報官を設置した。

また、過去に「アル・カーイダ」関係者が不法に入出国を繰り返し、国内に潜伏していたことが判明しており、警察では、徹底した捜査を推進している。

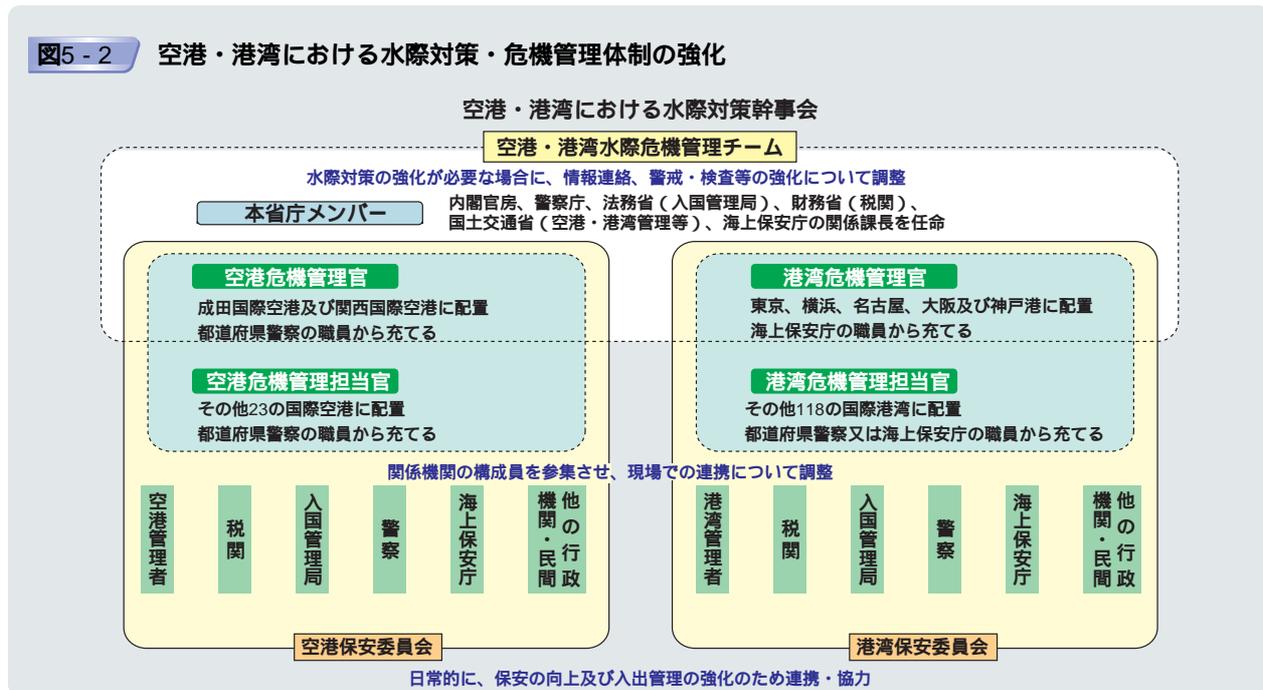
水際対策の強化

周囲を海に囲まれた我が国で、テロリストの入国を防ぐためには、国際空港・港湾で、出入国審査、輸出入貨物の検査等の水際対策を的確に推進することが重要である。国際空港・港湾では、警察、税関、入国管理局、海上保安庁等の様々な機関が水際対策に携わっており、これらの連携をより緊密なものとするため、政府は、内閣官房に空港・港湾水際危機管理チームを設置するとともに、国際空港に空港危機管理官又は空港危機管理担当官を、国際港湾に港湾危機管理官又は港湾危機管理担当官を置き、これらの者を中心に関係機関が連携を図りつつ、不法に入国を図ろうとするテロリストの検挙や不審物の処理を想定した訓練を実施するなど、水際対策の強化に努めている。

なお、空港危機管理官、空港危機管理担当官、一部の港湾危機管理担当官に、都道府県警察の警察官が充てられている。

また、テロリスト等の入国を防ぐためには、顔情報、虹彩、指紋等のバイオメトリクス（生体情報）を活用することが有効である。このため、16年6月、犯罪対策閣僚会議幹事会の下に設置され

図5-2 空港・港湾における水際対策・危機管理体制の強化



たワーキングチームでの検討を踏まえて、関係省庁が連携し、バイオメトリクスを活用した出入国管理を推進するため、制度の在り方や技術の高度化等に関する検討を行っている。これらを踏まえ、上陸審査時に特別永住者等を除く外国人に指紋等の個人識別情報の提供を義務付けることなどを内容とする入管法改正案が、18年5月、第164回国会において成立した。

重要施設の警戒警備

警察では、関連情報の収集・分析を行い、情勢に応じた警備計画を立案の上、組織の総合力を發揮して、効果的かつ効率的な警戒警備を実施している。

2001年（13年）9月の米国における同時多発テロ事件以降、厳しい国際テロ情勢を踏まえ、総理大臣官邸、空港、米国関連施設等の警戒警備を強化している。16年2月の陸上自衛隊本隊のイラク派遣に当たっては、重要施設の警戒警備を更に強化し、2004年（16年）3月のスペイン・マドリッドにおける同時多発列車爆破テロ事件や2005年（17年）7月の英国・ロンドンにおける同時多発テロ事件が発生した際には、新幹線を始めとする鉄道の駅の警戒警備を強化するなど、情勢に応じた的確な警戒警備を実施している。



新幹線駅構内における警戒状況

（3）テロへの対処態勢の強化

特殊部隊（SAT）、銃器対策部隊の充実強化

特殊部隊（SAT）^{（注1）}は、8都道府県警察（北海道、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、福岡、沖縄）に設置されており、ハイジャック、重要施設占拠事案等の重大テロ事件、銃器等武器を使用した事件等に出動し、被害者や関係者の安全を確保しつつ、事態を鎮圧して、被疑者を検挙することを主たる任務としている。主な装備として、ライフル銃、自動小銃、特殊閃光弾、ヘリコプター等を保有している。

銃器対策部隊は、全国の機動隊に設置されており、銃器等を使用した事案への対処を主たる任務とし、原子力発電所等の重要施設の警戒警備にも当たっている。また、重大事案発生時には、SATが到着するまでの第一次的対応に当たるとともに、SATの到着後は、その支援に当たることを任務としている。主な装備として、サブマシンガン、ライフル銃、防弾衣、防弾帽、防弾盾、通常の警備車より装甲を強化した特型警備車等を保有している。

NBCテロ対応専門部隊等の充実強化

NBCテロ対応専門部隊は、9都道府県警察（北海道、宮城、警視庁、千葉、神奈川、愛知、大阪、広島、福岡）に設置されており、NBCテロ^{（注2）}が発生した場合に、迅速に現場に臨場して、関係機関と連携を図りながら、原因物質の検知・除去、被害者の救出救助、避難誘導等に当たることを任務としている。主な装備として、NBCテロ対策車、化学防護服、生化学防護服、生物・化学剤検知器等を保有している。

さらに、NBCテロ対応専門部隊が設置されていない府県警察においても、現場における初動対処が可能となるよう、NBCテロ対策班が設置されている。

注1：Special Assault Team

注2：N（Nuclear：核） B（Biological：生物） C（Chemical：化学）物質を使用したテロ

スカイ・マーシャルの運用

スカイ・マーシャルとは、ハイジャックの発生等に備えて、警察官が、航空機に警乗する制度又はそのような任務により警乗する者をいう。米国における同時多発テロ事件以降、航空機がハイジャックされて自爆テロに用いられないようにするため、諸外国では、地上における航空保安対策の強化に加え、この制度の導入が進んでいる。

警察では、ハイジャック対策を強化するため、国土交通省等の関係省庁や航空会社と緊密に連携して、平成16年12月からスカイ・マーシャルを運用している。

国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）の派遣

警察庁では、1996年（8年）の在ペルー日本国大使公邸占拠事件の教訓を踏まえ、国際テロ緊急展開チーム（TRT）^{（注1）}を設置し、国外で邦人や我が国の権益に関係する重大テロ事件が発生した際に、このチームを派遣し、現地治安機関と緊密に連携しつつ、情報収集や人質交渉等の捜査活動支援を行ってきた。

2002年（14年）10月のインドネシアのバリ島における爆弾テロ事件では、同国の治安機関から我が国に対する支援要請に基づき、DNA型鑑定の特任家をTRTの一員として現地に派遣した。こうした支援要請には様々なものがあることから、16年8月、従来のTRTを発展的に改組し、現地治安機関に対してより広範囲の支援活動を行う能力をもつ国際テロリズム緊急展開班（TRT-2）^{（注2）}を発足させた。

TRT-2は、2004年（16年）9月のインドネシア・ジャカルタにおけるオーストラリア大使館前爆弾テロ事件、同年10月のイラクにおける邦人人質殺害事件のほか、2005年（17年）10月のインドネシア・バリ島における同時多発テロ事件に際し派遣された。

表5-4 TRT及びTRT-2の派遣状況

	派遣年月	事 件 名
TRT	1998年9～10月	コロンビアにおける邦人誘拐事件
	1999年8～9月	キルギスにおける邦人技師誘拐事件
	2001年2～3月	コロンビアにおける邦人誘拐事件
	2001年9月	米国における同時多発テロ事件
	2002年10月	インドネシア・バリ島における爆弾テロ事件
	2003年5月	サウジアラビア・リヤドにおける外国人居住区連続爆破テロ事件
	2004年4月	イラクにおける三邦人人質事件
TRT-2	2004年9月	インドネシア・ジャカルタにおけるオーストラリア大使館前爆弾テロ事件
	2004年10～11月	イラクにおける邦人人質殺害事件
	2005年10月	インドネシア・バリ島における同時多発テロ事件

関係省庁との協力

警察では、テロ対策に関し、平素から関係省庁との連携を図っている。

特に、防衛庁・自衛隊とは、事案発生時には、装備資機材を相互に貸与するなど、十分な連携の下で事態に対処することとしている。また、17年7月までに、すべての都道府県警察とこれに対応する陸上自衛隊の師団等の間で、武装工作員等事案を想定した自衛隊の治安出動に際しての連携等に関する共同図上訓練を実施した。16年9月、警察庁と防衛庁は、それまでの共同図上訓練の成果等

注1：Terrorism Response Team

2：Terrorism Response Team - Tactical Wing for Overseas

を踏まえ、「治安出動の際における武装工作員等事案への共同対処のための指針」を作成した。また、17年10月、北海道警察と陸上自衛隊北部方面隊は、共同図上訓練と同様の想定の下、初の共同実動訓練を実施し、パトカーやヘリコプター等を使用した部隊輸送、現地共同調整所設置、共同検問等の訓練を行った。

海上保安庁とは、米国における同時多発テロ事件以降、連携して原子力発電所の警戒警備に当たっており、同年7月までに、原子力発電所が設置されているすべての道県において、不審船の接近を想定した共同訓練を実施した。

国際的連携の強化（第6章第15項（280頁）参照）

ア 国際会議への参画

国際テロ対策は、世界各国の連携・協力が必要であるとの観点から、国際連合や主要国首脳会議（サミット）を始め、様々な国際会議で活発に討議されている。2005年（17年）6月に英国で開催されたG8司法内務閣僚会合には警察庁次長が、同年11月にベトナムで開催された国境を越える犯罪に関するASEAN+3閣僚会議には国家公安委員会委員長が出席し、国際テロ対策について各国との連携、協力関係の構築に努めている。

イ テロ資金対策

我が国は、国際連合安全保障理事会決議第1373号等で求められているテロリスト等の資産凍結にも積極的に取り組んでおり、警察庁は、機動的な資産凍結実施のために設置されたテロリスト等に対する資産凍結等に係る関係省庁連絡会議に参加している。18年6月現在、我が国では、511のテロに関連する個人及び団体を資産凍結対象としている。

国際協力の推進（第6章第15項（280頁）参照）

警察庁は、テロ事件の捜査技術を提供するため、独立行政法人国際協力機構（JICA）との共催により、開発途上国のテロ対策担当者を招致し、国際テロ事件捜査セミナーを開催している。また、テロ対策に関する地域協力を推進するため、東南アジア諸国等からテロ対策担当者を招き、地域テロ対策協議を開催している。

海外における邦人の安全対策

近年、世界各地で宗教問題や民族問題を背景としたテロが多発しており、日本企業の海外展開の拡大や国民の海外旅行の増加に伴い、邦人が海外でテロに巻き込まれる危険性が高まっている。また、我が国が、政治、経済等の面で国際的に重要な役割を果たすようになったことに伴い、日本権益を標的としたテロ、誘拐、襲撃事件等も発生している。

警察庁は、平素から専門知識を持つ職員を海外に派遣し、外国治安情報機関等との情報交換を行うなど積極的に情報収集活動を行い、国際テロ組織や国際テロリストの動向把握に努め、情報を随時関係機関等に提供するなど、海外における邦人の安全対策に貢献している。また、職員を海外安全対策会議^(注)にパネリストとして派遣し、国際テロ情勢や在外邦人が講ずべき安全対策等を教示している。



自衛隊との共同実動訓練



海外安全対策会議

注：（財）公共政策調査会等が、平成5年以降、毎年1回、海外主要都市で在外邦人の安全対策のために開催する会議

3 武力攻撃事態等への対処

(1) 国家公安委員会・警察庁国民保護計画の作成

国家公安委員会及び警察庁は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）に基づき、平成17年10月、国家公安委員会・警察庁国民保護計画を作成した。

同計画では、武力攻撃事態^(注1)、武力攻撃予測事態^(注2)及び緊急対処事態^(注3)（以下「武力攻撃事態等」という。）において、

住民の避難（避難経路の確保と秩序立った避難の実施等）

被災者の捜索及び救出（救護班の緊急輸送及び傷病者の搬送への協力等）

生活関連等施設の安全確保（警備の強化による安全確保措置等）

道路交通の管理（避難住民及び緊急物資の運送の経路を確保するための交通規制等）

等の国民保護措置として警察が実施する事項等を定めている。

こうした事態への対処については、平素からの備えが重要であり、警察では、国民保護法に基づく都道府県や市町村の計画の作成・変更作業に積極的に参画するとともに、関係機関との間で、より一層の連携の強化に努めることとしている。

(2) 訓練への参加

武力攻撃事態等において、国民保護措置等を迅速かつ的確に実施するためには、平素からの訓練が極めて重要である。

警察は、平成17年10月、内閣官房が主催する平成17年度緊急対処事態図上訓練に関係機関と共に参加したほか、同年11月には、内閣官房、福井県等が主催する平成17年度国民保護実動訓練に参加した。

警察は、こうした訓練への参加を通じ、被害情報等の収集、住民の避難要領等について関係機関との連携の強化等に努めている。



国民保護実動訓練

注1：武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

注2：武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

注3：武力攻撃に準ずる手段により多数の人を殺傷する行為が発生した場合又は発生する危険性が明白であると認められるに至った事態で国家として緊急に対処することが必要なもの

4 対日有害活動の動向と対策

(1) 北朝鮮による対日諸工作

北朝鮮は、我が国に対する非難を繰り返しつつ、我が国の各層に対して「過去の清算」を最優先させた早期の国交正常化への協力や朝鮮総聯^{れん}(注)の活動に対する理解を求めて、直接に、又は朝鮮総聯を介した諸工作を展開している。

北朝鮮は、我が国の対北朝鮮政策について、「過去の清算を回避し、再侵略の口実を設けることを目的として、一貫して反北朝鮮敵視政策を行ってきた」などとして非難を繰り返している。

特に、拉致問題への北朝鮮側の積極的対応を促すために経済制裁発動を求める声が高まっている状況に関し、「日本政府が極右勢力に踊らされて、旧態依然として朝鮮に対する敵視政策にしがみつくなれば、それは朝日間の関係正常化の雰囲気^{れん}を曇らせ、現在の対決状態を爆発のラインへと導く結果のみをもたらすことになるだろう」と述べるなど、こうした動きをけん制している。この一方で、「日本は、下心を持って「拉致問題」を政治的駆け引きに利用し、自分らの利益をはかろうとしてはならない」、「日本が過去の清算を先送りすればするほど、罪悪は一層大きくなる」などと指摘し、「過去の清算」を最優先させる主張を行っている。

また、北朝鮮は、朝鮮総聯に関連する犯罪の捜査を「妄動」ととらえ、朝鮮総聯施設に対する固定資産税課税の動向と併せて非難し、「万一、日本が反朝鮮総聯策動に引き続き執着すれば、そこから生じる重大な結果について全責任を負うことになるであろう」などと述べている。

一方で、朝鮮総聯は、各界関係者に対し、北朝鮮の各種記念日に際して開催する祝宴等への参加を呼び掛けている。これは、拉致問題等で^{こう}膠着する日朝関係や朝鮮総聯を取り巻く厳しい現状を背景に、朝鮮総聯の活動に対する理解を求め、親朝世論を醸成することで、こうした局面を打開する意図があったとみられる。

警察は、こうした諸工作に関する情報収集活動を強化するとともに、関連して行われる違法行為に対しては厳正な取締りを行うこととしている。



捜索に対して抗議する在日本朝鮮人科学技術協会
の関係者（時事）

事例

朝鮮総聯傘下団体である在日本朝鮮人科学技術協会の幹部（69）は、平成16年5月ころから17年4月ころにかけて、薬局の開設又は医薬品の販売業の許可を受けずに医薬品を販売し、同協会の幹部（53）は、同年4月ころから同年9月ころにかけて、厚生労働大臣の承認を受けていない医薬品の名称等を広告した。17年10月、薬事法違反（医薬品無許可販売・承認前医薬品広告）で逮捕した（警視庁）。

注：正式名称を在日本朝鮮人総聯合会という。

(2) 中国による対日諸工作

中国は、各種の手段を用いて我が国の国際連合安全保障理事会の常任理事国入り等の動きについて、けん制する動きをみせている。

中国国内では、我が国の国際連合安全保障理事会の常任理事国入りに反対する動きが高まったのをきっかけとして、2005年（平成17年）4月、各地で大規模な反日デモが続発し、投石等により日本の在外公館や日系企業に大きな被害が発生した。また、中国は、同年を抗日戦争勝利60周年と位置付け、我が国の「軍国主義」を批判する各種の行事を開催した。さらに、同年10月、中国は、小泉首相による靖国神社参拝に反発し、同年11月に韓国の釜山で開催されたアジア太平洋経済協力会議（APEC）での日中首脳会談を事実上拒否するなどした。

また、東シナ海の日中中間線周辺で中国が開発を行っている油ガス田において、我が国が開発中止を要請したにもかかわらず、同年9月、生産開始の兆候がみられたほか、ガス田付近において中国海軍の軍艦5隻が航行していることが確認された。これは、我が国に対する示威行動ととらえることもできる。

このような情勢の下、中国は、我が国に対する情報収集活動を強化しているものとみられる。同年10月、中国は、有人宇宙船「神舟6号」の打ち上げに成功した。中国の宇宙開発は、人民解放軍の傘下機関において進められており、これに関する情報は公表されていないが、打ち上げられた「神舟6号」は、高度約300キロメートルの周回軌道から、高精度カメラで、自衛隊、在日米軍基地、米国及び台湾の軍事施設の偵察を行っているとの指摘がある。

特に、中国は、我が国の先端科学技術に依然高い関心を有し、情報収集活動を強化するとともに、我が国からの技術移転の拡大を図っている。

中国は、同年10月に開催された中国共産党第16期中央委員会第5回全体会議において採択された、「新五カ年計画」と題する今後5年間の国民経済と社会発展に関する基本方針の中で、科学技術教育の発展を国の競争力向上の決定的要素と位置付けており、更に高水準の科学立国を目指しているものと考えられる。

中国は、先端科学技術の習得のため、多数の学者、技術者、留学生、代表団等を我が国に派遣し、活発な情報収集活動を行うとともに、このような派遣者や在日中国大使館員等を介し、我が国の先端科学技術関係者に対し働き掛けを強め、我が国からの技術移転の拡大を図っている。こうした活動に関連して違法行為が行われる可能性が否定できないことから、警察としては平素から情報収集に努めるとともに、違法行為に対しては厳正な取締りを行うこととしている。



中国の有人宇宙船「神舟6号」の打ち上げ（時事）

(3) ロシアによる対日諸工作

ロシアは、ロシア内外に「強いロシア」を顕示し、特に領土問題については、我が国に対し強硬な姿勢を示すとともに、我が国の先端科学技術に依然強い関心を有し、これに関する各種工作活動を現在も継続して行っている。

平成17年11月、プーチン大統領が5年ぶりに来日したが、日口間の最大の懸案である北方領土問題の解決に向けた道筋は示されず、むしろロシアは、領土問題に関して我が国を激しくけん制し、我が国の世論を抑え込もうとする意思を明確にした。

また、ロシアは、ソ連崩壊後も各国において外交官等による諜報活動を活発に展開していることが明らかになっているが、我が国においても2005年（17年）10月、ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員が、先端技術を保有する企業から機密情報を不正に入手する事件が明らかとなった。この事件は、我が国においてロシアの情報機関員が関与したと認められるものとして、ソ連崩壊後6件目の事件である。

プーチン大統領は、同年12月、旧ソ連国家保安委員会（KGB）を改組して、設置した機関である対外情報庁（SVR）において、SVRは世界で最も有効に機能している機関であると指摘して、「最も重要な政治的決定をとる際に、あなた方の情報を当てに出来る」と発言するなど、政策決定の過程における諜報活動の重要性を強調している。

警察では、ロシアによる対日有害活動の実態を明らかにするため、情報収集・分析能力の強化を図るとともに、違法行為に対しては厳正な取締りを行うこととしている。

事例

ロシアの情報機関員とみられる在日ロシア通商代表部員（35）は、16年9月ころから17年5月ころにかけて、日本人会社員（30）から、その勤務する会社の先端技術に関する機密情報等を不正に入手し、その報酬として日本人会社員に約100万円を支払っていた。17年10月、在日ロシア通商代表部員及び日本人会社員を背任罪で検挙した（警視庁）。

(4) 大量破壊兵器関連物資等の不正輸出対策

大量破壊兵器関連物資等の拡散動向

2005年（平成17年）5月、ライス米国国務長官は、拡散に対する安全保障構想（PSI）^(注)発足2周年記念式典で演説し、PSI参加国の相互連携により、過去9か月間で11件の大量破壊兵器関連物資の密輸が阻止されたことを明らかにした。これに関連して、米国国務省は、このうち2件が北朝鮮向けの密輸であり、また、イランに関連した密輸も2件以上含まれていると発表した。

同年6月、ブッシュ米国大統領は、大量破壊兵器の拡散に関与・協力した個人や企業に対し、在米資産の凍結、米国での経済活動の禁止を行うことを内容とする大統領令に署名し、北朝鮮、イラン、シリアの計8企業・機関をその対象に指定した。同年10月、米国財務省は、同大統領令に基づき、大量破壊兵器やその運搬手段の拡散に関与したとして、新たに北朝鮮の8企業を資産凍結の対象に指定したと発表した。

同年8月には、ムシャラフ・パキスタン大統領は、いわゆる核の闇市場を構築したとされる同国の科学者アブドル・カディル・カーンが、1990年代初めから北朝鮮に核兵器の製造に転用可能な遠心分離機本体や関連部品、設計図を送っていたことを明らかにした。

注：Proliferation Security Initiativeの略。国際社会の平和と安定に対する脅威である大量破壊兵器、ミサイル及びそれらの関連物資の拡散を阻止するために、国際法・各国国内法の範囲内で、参加国が共同してとり得る移転及び輸送の阻止のための措置を検討・実践する取組み

また、同年9月、国際原子力機関（IAEA）が発表した核物質や放射性物質等の違法取引等に関する報告書（NTLS）^{（注1）}は、1993年（5年）から2004年（16年）末までに同機関に報告があった違法又は不適切な取引662件のうち220件が核物質の取引であり、18件が軍事転用可能な高濃縮ウランやプルトニウムであったとしている。

オーストラリア政府主催のPSI航空阻止訓練への参加

2006年（18年）4月、オーストラリアのダーウィンで実施されたPSIの航空阻止に係る実動訓練に、日本の警察職員として初めて、警視庁のNBCテロ捜査隊員等が参加した。

この訓練は、核関連の大量破壊兵器関連物資等を積載している疑いのある民間航空機を空港に着陸させた後、同航空機内を捜索し、大量破壊兵器関連物資等の安全化措置を講ずるとの想定に基づき実施されたものであり、警視庁のNBCテロ捜査隊員は、オーストラリアの税関職員等と共同して、同航空機内における大量破壊兵器関連物資等の検知等を行った。



オーストラリア政府主催のPSI航空阻止訓練

不正輸出防止対策

2005年（17年）7月に英国で開催されたグレンイーグルズ・サミットでは、「不拡散に関するグレンイーグルズ声明」が発出され、不拡散体制の普遍化及び強化が確認されたほか、北朝鮮及びイランによる拡散の問題への取組みを強化していくことなどが合意された。

警察は、大量破壊兵器の拡散が国際安全保障上の懸念事項となっている状況を踏まえ、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出事案に対し、所要の対策を講じている。従来規制を更に強化するため、国際的な合意に基づくリスト規制に加え、14年4月にいわゆるキャッチオール規制^{（注2）}が導入されて以降、同規制に係る違反を2件検挙している。また、18年1月には、軍事転用のおそれがあるとして輸出が規制されている無人ヘリコプターを中国に不正に輸出しようとしたとして、静岡県内の企業等関係先を外国為替及び外国貿易法違反容疑で捜索するなど、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出の取締りを強化している。

警察は、引き続き、国内関係機関等との連携を強化するとともに、外国治安情報機関とのハイレベルかつ緊密な関係を構築し、これらの機関との活発な情報交換を通じて、大量破壊兵器関連物資等の不正輸出の取締りを一層強化していくこととしている。

注1：Nuclear Trafficking Latest Statistics

2：輸出規制貨物をあらかじめ特定することなく、大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあれば、すべての輸出される貨物又は提供される技術等が対象になる規制のことで、14年4月に導入された。大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがある場合は、輸出者が

輸出しようとしている貨物が大量破壊兵器の開発等に使用されるおそれがあることを知っている場合

輸出しようとしている貨物が大量破壊兵器の開発等に用いられるおそれがあるとして、経済産業大臣から通知を受けた場合

があり、これらに該当すれば、当該輸出者は、貨物の輸出に当たり経済産業大臣の許可を受けなければならない。

5 オウム真理教の動向と対策

(1) オウム真理教の動向

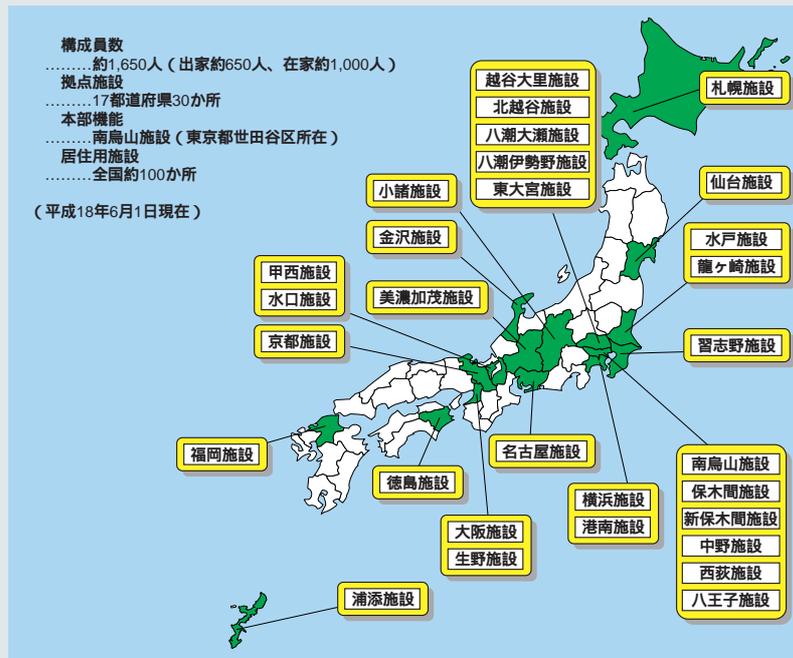
教団の危険性と「原点回帰」の教団運営

オウム真理教（以下「教団」という。）は、依然として麻原彰晃こと松本智津夫被告を「尊師」として位置付け、絶対的帰依の対象としているほか、殺人を暗示的に勧める危険な教義を保持し、松本サリン事件及び地下鉄サリン事件を正当化する指導を行うなど、いまだに治安に対する危険性を具備している。

また、教団は平成17年に入ってから、松本の説法を収録した書籍を相次いで発行し、これを教学する修行月間を連続して設定したり、松本への絶対的帰依・服従を指導したりするなど、松本及び松本の説く教義を絶対視する「原点回帰」の姿勢を鮮明にしている。

一方、こうした「原点回帰」の教団運営を進める執行部に対し、同方針に批判的な観点を持つ派閥との間で対立もみられる。

図5-3 オウム真理教の拠点施設等



観察処分の期間更新の決定

教団は、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき、15年2月から3年間、公安調査庁長官の観察に付されていた。同長官は、警察庁長官の意見を聴いた上、17年11月、公安審査委員会に対し、観察処分の期間更新を請求した。請求を受けた公安審査委員会は、18年1月、教団の危険性を認定し、観察処分の期間を3年間更新する決定を行った。なお、今回の更新決定は、15年1月に続き、2回目である。

松本を被告とする裁判の動向

地下鉄サリン事件等13事件の首謀者として殺人等の罪に問われた松本は、16年2月27日、東京地方裁判所で死刑判決を受けた。その後、松本の弁護団は、東京高等裁判所に控訴したが、松本の訴訟能力の有無について争う一方で、期限内の17年8月までに控訴趣意書を同裁判所に提出しなかったため、審理が停止していた。こうした中、18年2月、松本の精神鑑定の囑託を受けた鑑定医が「松本被告は、裁判を続けられる状態にある」との鑑定結果を提出したことを踏まえ、同年3月、同裁判所は、控訴趣意書の未提出を理由に控訴を棄却する決定をした。同月、松本の弁護団は、同裁判所に控訴棄却の決定に対する異議申立てを行ったが、同年5月、同裁判所は申立てを棄却した。これを受け、同年6月、松本の弁護団は最高裁判所に特別抗告を行った。これが棄却された場合、死刑が確定することから、同人をめぐる裁判は、今後、重大な局面を迎える可能性がある。

(2) オウム真理教対策の推進

特別手配被疑者の追跡捜査と組織的違法行為の厳正な取締り

警察は、依然として逃走中である警察庁指定特別手配被疑者の平田信、高橋克也及び菊地直子の3人の発見検挙を最優先の課題として、広く国民の協力を得ながら、全国警察を挙げた追跡捜査を推進している。

また、教団信者による組織的違法行為に対する厳正な取締りを推進し、平成17年中は、職業安定法違反で8人を検挙するとともに、2都県で延べ22か所の教団施設等を搜索し、関係資料約1,600点を押収した。

【オウム真理教関係特別手配被疑者】



平田信



高橋克也



菊地直子

教団の実態解明と施設周辺の警戒警備活動

警察は、無差別大量殺人行為を再び起こさせないため、関係機関と連携して教団の実態解明に努めるとともに、教団施設周辺の住民や関係自治体による要望を踏まえ、住民の平穏な生活を守るため、施設周辺におけるパトロール等の警戒警備活動を実施している。また、警察としては、オウム真理教対策関係省庁連絡会議に参画し、関係省庁との連携を強化している。

6 右翼の動向と対策

(1) 右翼の動向

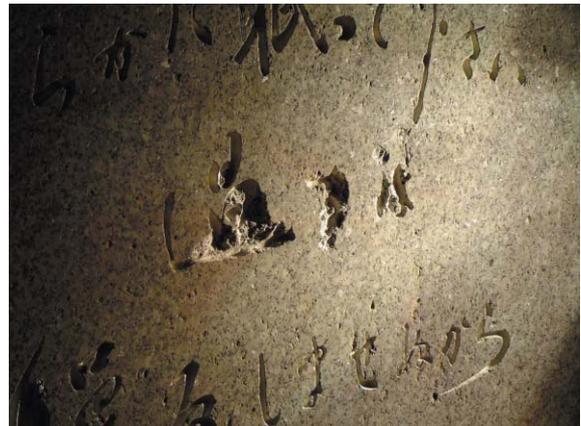
批判活動の展開

平成17年中、右翼は、戦後60年の節目として、靖国神社をめぐる議論、憲法改正に関する議論等をとらえ、また、年末には、皇室典範改正に関する議論等をとらえて、政府等に対する批判活動に活発に取り組んだ。

このほか、中国をめぐるでは、中国における過激な反日デモ等をとらえ、約2,300団体約8,200人が、街頭宣伝車約2,200台を動員して、中国、我が国政府等を批判した。韓国をめぐるでは、竹島問題等をとらえ、約1,800団体約6,300人が、街頭宣伝車約1,900台を動員して、韓国、我が国政府等を批判した。北朝鮮をめぐるでは、日本人拉致容疑事案等をとらえ、約850団体約3,000人が、街頭宣伝車約800台を動員して、北朝鮮、朝鮮総聯、我が国政府等を批判した。ロシアをめぐるでは、北方領土問題をとらえ、「北方領土の日(2月7日)」に約240団体約870人が、街頭宣伝車約290台を動員して、また、「反ロデー(8月9日)」に約300団体約1,500人が、街頭宣伝車約420台を動員して、ロシア、我が国政府等を批判した。

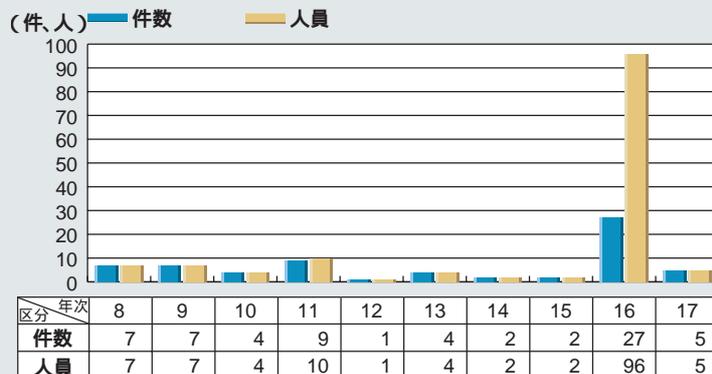
右翼関係事件の傾向

17年中は、明治神宮宮司私邸に対する侵入・器物損壊事件(2月)、中国銀行横浜支店に対する火炎びんの使用等の処罰に関する法律違反事件(4月)、在大阪中国総領事館に対する器物損壊事件(7月)、原爆慰霊碑に対する器物損壊事件(7月)、西本願寺に対する現住建造物等放火未遂及び銃砲刀剣類所持等取締法違反等事件(9月)の5件の「テロ、ゲリラ」事件が発生し、右翼構成員等5人を逮捕した。このほか、同年5月、名古屋市内への中国領事館の誘致活動を推進していた東海日中貿易センター会長に対して切り出しナイフを郵送した脅迫事件が発生し、同年10月、右翼構成員1人を逮捕した。



損壊された原爆慰霊碑

図5-4 「テロ、ゲリラ」事件の検挙状況(平成8~17年)



注：平成15年12月から16年1月にかけて検挙した「建国義勇軍国賊征伐隊」構成員らによる事件(検挙件数24件、検挙人員91人)については、平成16年に計上

図5-5 右翼関係事件の検挙状況(平成13~17年)



同年中の右翼による違法行為の検挙件数は1,647件、検挙人員は2,095人と、前年と比較してほぼ横ばいで推移した。これらの事件のうち、右翼運動に伴って発生した事件の検挙件数は203件、検挙人員は485人と、全検挙件数の12.3%、全検挙人員の23.2%にすぎない。一方、右翼による恐喝事件は146件、検挙人員は379人であり、これが道路交通法違反を除くすべての検挙罪種のうちで最も多くなるなど、右翼による資金獲得活動の悪質性がうかがえる。

また、同年中は、右翼から、合計18丁（前年比15丁減）の銃器を押収した。最近5年間に押収した204丁のうち、暴力団と関係を有する者からの押収は56.9%を占めており、銃器の多くを暴力団を通じて入手しているものとみられる。

（2）右翼対策の推進

「テロ、ゲリラ」事件の未然防圧に向けた違法行為の検挙

警察は、右翼による「テロ、ゲリラ」事件の未然防圧を図るため、銃器犯罪や資金獲得を目的とした犯罪を中心に、様々な法令を適用して、違法行為の徹底検挙に努めている。

街頭宣伝車対策の推進

警察では、平成17年中、市民の平穏な生活に支障を与える悪質な街頭宣伝活動に対して、暴騒音規制条例に基づき、停止・中止命令72件、勧告113件、立入り38件を行ったほか、東京都の拡声機による暴騒音の規制に関する条例違反で1件5人、札幌市生活環境の確保に関する条例違反で1件1人を逮捕した。

また、名誉毀損罪、恐喝罪、暴力行為等処罰ニ関スル法律違反等、街頭宣伝活動に伴う事件で80件、134人を検挙するなど、様々な法令を適用して事件検挙に努めた。



街頭宣伝車の取締り

事例1 右翼団体幹部（42）ら3人は、16年8月、廃棄物の撤去等に関する行政指導が不十分であるなどと中主町職員に対し因縁を付け、右翼団体及び特定非営利活動法人の名称が記載された名刺を渡し、「町の対応がなってない、街宣車連れてこようか」などと脅迫して、行政指導の権限を行使させようとした。17年1月、職務強要罪で逮捕した（滋賀）。

事例2 右翼団体幹部（35）ら8人は、16年7月、自動車整備工場事務所付近の路上で、数日間にわたり、街頭宣伝車3台を使用し、低速で走行しながら大音量で軍歌等の録音テープを再生したり、「不法投棄やめろ」などと怒号したりするなどして、同社の業務を妨害した。17年9月、威力業務妨害罪で逮捕した（埼玉）。

7 日本共産党等の動向

(1) 日本共産党の動向

党活動

平成18年1月に開催された日本共産党第24回大会で、不破哲三議長は、若い世代の幹部が力を発揮することを妨げる要因になるなどとして、12年11月から就いていた議長職を退任した。しかし、不破前議長は、知力と体力のある限り、党の発展に力を尽くすことは共産主義者の義務、責任として、同党の指導機関である常任幹部会にとどまり、党運営に影響力を残した。後任の議長は選出せず、志位和夫委員長、市田忠義書記局長は留任した。

また、同党大会で採択された大会決議では、「党の実力をつける」ことを過去3回の国政選挙の「最大の教訓」とし、党員、機関紙読者の拡大を強調したほか、後継者育成の観点から、青年支部、学生支部、日本民主青年同盟等への援助強化や、「若い機関幹部の計画的・系統的養成」のための「特別党学校」開設に取り組むとした。日本共産党は、18年中には全国規模の選挙の予定がないとみて、同年を「党の実力をつける仕事に、全党が本腰を入れ、力を集中してとりくむ条件のある年」と位置付けている。

党勢の推移

第24回党大会で、日本共産党が明らかにした党員数は40万4,299人と、16年の前回大会時の公表数より506人増加したが、機関紙読者数は164万人と、前回大会時の公表数より9万人減少した。

図5-6 党員・機関紙の増減（昭和52～平成18年）

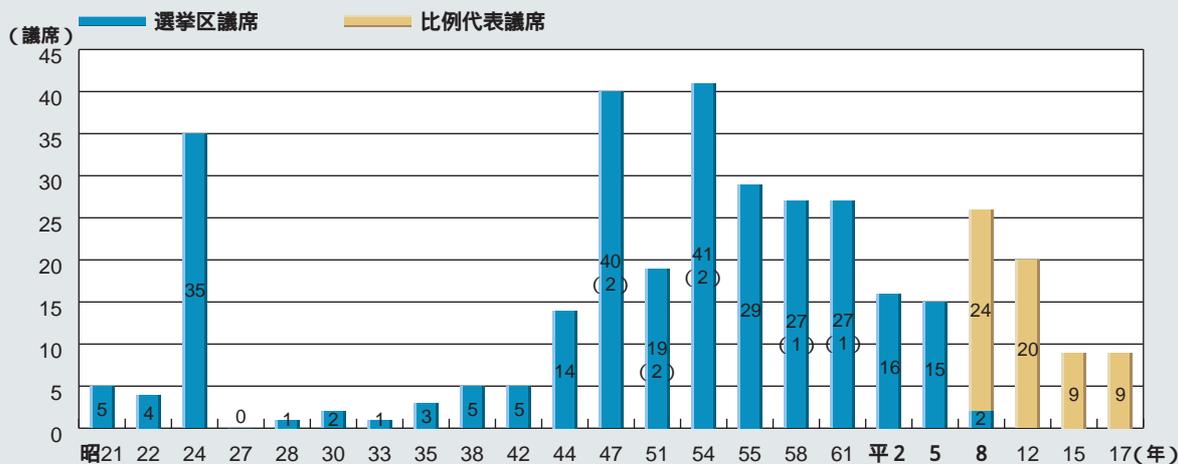


また、17年9月の第44回衆議院議員総選挙では、小選挙区に275人、比例代表に39人（小選挙区との重複22人）を擁立し、比例代表で9議席を獲得して解散時の議席数を維持した。この結果、12年総選挙以降4回の国政選挙で続いていた議席数の減少に歯止めが掛かった。日本共産党は、17年10月の第4回中央委員会総会で、総選挙結果を「善戦・健闘」と総括した。

この総選挙において、日本共産党は、「現在の党の力量」を理由に、全選挙区での候補者擁立を目指す、すべての県に一律には義務付けないこととし、全選挙区での候補者擁立というそれまでの基本方針を修正した。候補者擁立を見送った25の小選挙区では、比例代表に集中した取組みを行

うとしたが、これらの小選挙区の多くでは、得票数、得票率共に前回総選挙を下回る結果となった。しかし、第4回中央委員会総会では、「小選挙区の候補者を立てられなくても、たたかいによっては比例での前進が可能であることをしめした」と新しい選挙闘争方針について積極的な意義付けをし、さらに、18年1月の第24回党大会では、次期総選挙でも、この方針を採用するとした。

図5-7 衆議院議員総選挙における日本共産党の獲得議席数の増減（昭和21～平成17年）



注：平成8年から小選挙区比例代表並立制
議席数の（ ）内は、推薦で内数（昭和47年は革新共同と沖縄人民党で、他はすべて革新共同）

（2）全国労働組合総連合の動向

日本共産党の指導、援助により結成された全国労働組合総連合（全労連）は、組合員数を200万人とすることを当面の目標に勢力拡大に取り組んでいるが、平成17年7月の第37回評議員会では、この1年間で3万4,338人の組合員を獲得したが、職場の人員削減や定年退職者の増加等が影響し、組織人員は、ほぼ現状維持にとどまったことが報告された。^{（注）}

これを受けて、同評議員会では、次回定期大会までの1年間、組織拡大を最大の重点課題に位置付け、すべての加盟組合や地方組織等が組合員の純増で大会を迎えることを目標に、パートタイム、臨時職員等の組織化に、取り組むこととした。

注：全労連は、16年7月の第21回定期大会で、組合員数について132万8,000人と報告

8 極左暴力集団の動向と対策

(1) 極左暴力集団の動向

革マル派の動向

革マル派^(注1)は、周囲に警戒心を抱かせないよう同派の活動であることを隠し、基幹産業の労働組合への浸透を図るなど、組織拡大に重点を置いた活動を行っており、平成17年中は、「改憲阻止・反戦・反安保」を闘争の重点とし、労働組合や大衆団体等に対する勢力の拡大を図った。

労働運動では、憲法改正に関する議論への対応をめぐり、主要な労働組合の執行部を、「大政翼賛の労働運動指導部」などと批判して、定期大会等の会場付近で、執行部を批判するビラの配布を行った。

また、同年4月に発生したJR西日本福知山線列車事故をめぐっては、西日本旅客鉄道株式会社（JR西日本）に対して、いわゆる日勤教育の問題をとらえて「安全性を無視した利潤第一主義」などと批判したほか、日本鉄道労働組合連合会（JR連合）に加盟する西日本旅客鉄道労働組合（JR西労組）に対して、「当局につき従う西労組ダラ幹」などと批判して、兵庫県内及び大阪府内のJR駅前でビラの配布を行った。

大衆運動では、陸上自衛隊のイラク派遣について、派遣部隊が所属する部隊の駐屯地周辺で集会、デモを実施するなど、反戦運動に取り組んだ。憲法改正に関する議論等めぐっては、党派色を隠して市民団体が主催する集会等に参加し、勢力拡大を図った。

中核派の動向

中核派^(注2)は、17年中、イラク問題、いわゆる日の丸・君が代問題及び東京都議会議員選挙を三大闘争と位置付けて取り組んだ。

イラク問題では、同年3月にイラク戦争の開戦2周年に合わせて、「陸・海・空・港湾労組20団体」が主催した集会に約1,300人を動員した。また、陸上自衛隊のイラク派遣に対して、派遣部隊が所属する部隊の駐屯地周辺で集会、デモに取り組んだ。

いわゆる日の丸・君が代問題では、高等学校の卒業式や入学式における国旗掲揚と国歌斉唱を国による押し付けと反発し、都立高等学校の周囲に活動家を動員して、ビラの配布を行った。

東京都議会議員選挙では、杉並区選挙区に元都議会議員の候補者を擁立したが、同候補者は落選した。

こうした中、新しい歴史教科書をつくる会（以下「つくる会」という。）の教科書が、18年度から杉並区の公立中学校で使用される可能性が高まったことから、戦争賛美・戦争肯定の教科書等と批判して、つくる会の教科書の採択阻止を訴え、市民運動を装いながら、杉並区役所を包囲するなどした。

また、17年中の大衆運動による組織拡大の成果を示す集会として、11月に全国労働者総決起集会を東京で開催し、約2,700人を動員して、デモを行った。

注1：正式名称を日本革命的共産主義者同盟革命的マルクス主義派という。

注2：正式名称を革命的共産主義者同盟全国委員会という。

革労協の動向

革労協^(注)は、11年5月に主流派と反主流派に分裂して以降、双方が他方の「解体」、「根絶」及び「報復」を主張して対立し、18年2月までに、内ゲバ事件が14件発生し、10人（主流派5人、反主流派5人）が殺害された。

主流派は、反主流派を排除した成田闘争に重点を置きつつ、国鉄民営化時の、JRに採用されなかった職員をめぐる問題である「JR不採用問題」等に取り組み、活動家等を動員した。

反主流派は、陸上自衛隊のイラク派遣に関する議論に重点を置きつつ、国鉄民営化時のJR不採用問題等に取り組み、主流派と同様に、活動家等を動員した。

成田闘争

17年中、成田国際空港株式会社は、現在の暫定平行滑走路を2,500メートルまで延伸するという本来の計画の実施に向け、関係する地権者らとの用地交渉に取り組んできたが、これが進展しなかったため、同年7月、本来の計画とは逆方向である北側に、暫定平行滑走路を延伸せざるを得ない旨を、国土交通省に報告した。国土交通省は、この報告を受け、同年8月に暫定平行滑走路の北側への延伸を正式決定した。

これに対して、中核派、革労協主流派等が支援する三里塚芝山連合空港反対同盟北原グループは「北延伸決定への弾劾^{だんがい}声明」を発表し、中核派は「この暴挙を徹底弾劾し、北延伸攻撃粉碎・暫定滑走路閉鎖まで闘おう」などと訴え、現地で集会やデモを行った。



成田闘争のデモに取り組む極左暴力集団

(2) 諸対策の推進

平成17年中、極左暴力集団による「テロ、ゲリラ」事件の発生はなかった。

警察では、極左暴力集団に対する事件捜査の徹底を図るとともに、アジト摘発のため、アパート、マンション等に対するローラー、ポスター等の各種広報媒体を活用した広範な広報活動を積極的に推進した。その結果、同年中、非公然活動家6人を含む55人の極左活動家を検挙するとともに、革マル派の非公然アジト1か所を摘発した。

注：正式名称を革命的労働者協会という。

9 大衆運動の動向

平成17年中の大衆運動は、自衛隊のイラク派遣、在日米軍の再編等を闘争課題に挙げて取り組まれたが、15年の米国等によるイラクに対する武力行使や、16年の自衛隊のイラク派遣をとらえた取組みのような一般市民を大きく巻き込むような盛り上がりはみられなかった。

また、労働組合、大衆団体等は、憲法改正手続を定める国民投票法案や、教育基本法案等を闘争課題としてとらえ、大衆運動の盛り上げを図った。

(1) イラク反戦運動

これまで自衛隊のイラク派遣に反対してきた労働組合、大衆団体等は、米国等によるイラクに対する武力行使から2年が経過する平成17年3月、東京都内で集会やデモを行ったが、参加者数は16年の約3万人から大幅に減少して、約4,500人（主催者発表）にとどまり、自衛隊のイラク派遣をとらえた反戦運動の沈静化を示す結果となった。

17年10月には、陸上自衛隊第八次イラク復興支援群の派遣に際して、熊本市に約3,500人（主催者発表）を集め、集会やデモに取り組んだが、全国に波及するような盛り上がりにはつながらなかった。

また、同年12月、自衛隊のイラクへの派遣期間を1年間延長する閣議決定に対し、東京都台東区内に約1,000人（主催者発表）を集め、集会やデモに取り組んだが、一般市民を大きく巻き込むような盛り上がりはみられなかった。



自衛隊のイラク派遣延長に対する抗議行動（共同）

(2) 反原発運動

平成17年4月、青森県が日本原燃株式会社とウラン・プルトニウム混合酸化物（MOX）燃料工場の建設計画に同意する旨の基本協定を締結することに対し、同県内の反原発団体が、調印式会場付近において抗議行動に取り組んだ。

また、7年12月にナトリウム漏れ事故を起こし運転を停止している高速増殖炉「もんじゅ」の再稼働をめぐり、福井県内の住民らが原子炉設置許可の無効確認を求めた訴訟で、最高裁判所は、17年5月、名古屋高等裁判所金沢支部判決を破棄し、住民側の請求を棄却する判決を出したが、この判決に対し、福井県内の反原発団体は、同年6月、同県内で抗議集会を開催した。

また、九州電力株式会社の玄海原子力発電所におけるプルサーマル計画^(注)に抗議し、同年5月及び9月、地元漁民らが佐賀県玄海町外津湾で海上デモを行った。



玄海原子力発電所のプルサーマル計画に対する抗議集会（共同）

注：原子力発電所から出る使用済み核燃料を再処理してプルトニウムを取り出し、ウランとの混合酸化物（MOX）燃料に加工して、再び通常の原子力発電所で燃やす計画

しかしながら、いずれの抗議行動も、大きな盛り上がりはみられなかった。

(3) 海外から波及した過激な大衆運動

平成13年12月以降、反グローバリズムを掲げる海外団体の関連組織が結成されるなど、海外において活発化している反グローバリズム運動は、我が国でも、運動基盤の広がりをみせている。

国内の反グローバリズム団体、労働組合、大衆団体等の中には、17年1月にブラジルのポルトアレグレで開催された世界の反グローバリズム運動の国際会議（世界社会フォーラム）に参加したのもある。また、同年11月には、韓国の釜山で開催されたAPEC首脳会議及び閣僚会議において、さらに、同年12月には、香港で開催された世界貿易機関（WTO）第6回閣僚会議において、自由貿易や経済のグローバル化に反対する現地の集会、デモに参加した。このように国内の反グローバリズム団体等は海外の反グローバリズム団体との連携を深めている。

環境保護団体「グリーンピース」の元構成員が昭和52年に結成した環境保護団体「シー・シェパード（Sea Shepherd）」は、平成17年10月8日を「ジャパン・ドルフィン・デー」と称して、在外日本公館等に対して日本のいるか漁に対する抗議行動を行った。また、「グリーンピース」と「シー・シェパード」は、同年12月^{よう}から18年1月にかけて、南極海で調査捕鯨を行っていた日本の船舶に対し、船舶を用いて執拗に追跡するなどして妨害活動を実施した。動物実験の完全廃止を訴えて、過激な活動を展開している「ストップ・ハンティンドン・アニマル・クルエルティ（SHAC）」は、17年1月及び8月、在英国日本大使館への抗議行動を行い、同年9月、全世界に対し、ウェブサイトで動物実験受託会社と関係のある日本企業等に抗議する電子メールの送付を呼び掛けたほか、欧米を中心に不定期に日本企業の海外支店等への抗議行動を行った。



WTO第6回閣僚会議に対する抗議行動（時事）

10 警備実施

(1) 警衛・警護警備等

情勢に応じた的確な警衛警備

天皇皇后両陛下は、平成17年中、第56回全国植樹祭（6月、茨城県）第60回国民体育大会秋季大会（10月、岡山県）第25回全国豊かな海づくり大会（11月、神奈川県）阪神・淡路大震災10周年のつどい及び国際連合防災世界会議開会式（1月、兵庫県）への御臨席等のため行幸啓になった。

皇太子殿下は、同年中、2005年スペシャルオリンピックス冬季世界大会開会式（2月、長野）への御臨席等のため行啓になった。

海外へは、天皇皇后両陛下が友好親善のため、ノルウェー（5月、アイルランドお立ち寄りを含む。）及び米国自治領北マリアナ諸島サイパン島（6月）を御訪問になったほか、皇太子殿下を始め、皇族方が合計11回御訪問になった。

また、同年11月には東京都内のホテルにおいて清子内親王殿下と黒田慶樹氏との結婚式及び披露宴が執り行われ、天皇皇后両陛下、皇太子同妃両殿下を始め、皇族方が御参列及び御臨席になった。

これに対し、極左暴力集団等は、行事・式典に反対する集会やデモ、ビラの配布を行った。このような情勢の中で、警察は、皇室と国民との間の親和に配慮した警衛警備を実施し、御周辺の安全確保と歓迎迎者の雑踏事故防止を図った。

ブッシュ米国大統領来日に伴う警護警備

ブッシュ米国大統領は、夫人を伴い、17年11月15日に来日し、京都迎賓館における日米首脳会談等の日程を滞りなく終え、同月16日に離日した。

京都府警察では、最大時約5,800人体制で警護警備を実施したほか、警察庁では、警護警備対策室を設置し、一行の安全と関連行事の円滑な進行を確保した。

プーチン・ロシア大統領来日に伴う警護警備

プーチン・ロシア大統領は、17年11月20日に来日し、東京都内における日ロ首脳会談等の日程を滞りなく終え、同月22日に離日した。

警視庁では、最大時約7,500人体制で警護警備を実施したほか、警察庁では、警護警備対策室を設置し、一行の安全と関連行事の円滑な進行を確保した。



清子内親王殿下御結婚に伴う警衛・警護警備



京都を視察する小泉首相とブッシュ大統領

第44回衆議院議員総選挙に伴う警護警備

第44回衆議院議員総選挙は、17年8月30日公示、9月11日投開票の日程で施行され、各政党の多数の要人が全国で遊説活動を行った。

特に、小泉自由民主党総裁は選挙運動期間中、18都道府県で応援演説を行い、会場には連日多数の聴衆が集まった。

関係都道府県警察では、右翼によるテロ等の違法事案が懸念される厳しい警護情勢の下、雑踏事故防止にも配慮した的確な警護警備諸対策を推進し、要人の身辺の安全を確保した。

首相警護

小泉首相は、17年中、東南アジア諸国連合（ASEAN）主催緊急首脳会議出席に伴うインドネシア訪問（同年1月）、グレンイーグルズ・サミット出席に伴う英国訪問（7月）、国際連合総会出席に伴う米国訪問（9月）、アジア太平洋経済協力会議（APEC）出席に伴う韓国訪問（11月）、東アジア首脳会議等出席に伴うマレーシア訪問（12月）等を行った。警察では、関係国の警護当局との緊密な連携の下、的確な警護を実施し、身辺の安全を確保した。

2005年日本国際博覧会の開催に伴う警備諸対策

2005年日本国際博覧会は、17年3月25日から9月25日にかけて、愛知県において、121か国（日本を含む。）・4国際機関が参加して開催された。

開催期間中は、天皇皇后両陛下が御視察されたほか、皇太子同妃両殿下を始め、皇族方が御来場されるとともに、多くの国内外要人が訪れた中、2,200万人を超える観客が来場した。

警察では、厳しい国際テロ情勢の下、会場を管轄する愛知県警察を始め、全都道府県警察が一体となって、（財）2005年日本国際博覧会協会を始めとする関係機関等と緊密に連携し、水際対策、会場上空対策、NBCテロ対策等の警備諸対策を推進するとともに、情勢に応じた的確な警衛・警護警備を実施した。



第44回衆議院議員総選挙に伴う警護警備
（読売新聞）



2005年日本国際博覧会の開催に伴う
警戒警備

(2) 機動隊の活動

機動隊の種類と機能

都道府県警察には、集団警備力によって有事即応体制を保持する常設部隊として機動隊が設置されているほか、管区機動隊、第二機動隊等が設置されている。



機動隊の訓練状況

また、機動隊には、専門部隊として、爆発物処理班、銃器対策部隊、水難救助部隊、機動救助部隊等の機能別部隊が編成されている。また、一部の都道府県警察には、ハイジャックや人質立てこもり事件等に対処するための特殊部隊（SAT）や、NBCテロ対応専門部隊等が設置されている。

さらに、大規模災害発生時の初動措置に当たる広域緊急援助隊や国際緊急援助隊が、全国警察の機動隊員、管区機動隊員等で編成されている。



NBCテロ対応専門部隊の訓練状況



機動救助部隊の訓練状況

機動隊の任務と活動

機動隊は、危機管理のための集団警備力の中核として、集団不法事案に対する治安警備、主要な警衛・警護警備、台風、地震等の災害警備、祭礼、催し物等の雑踏警備に当たっているほか、集団警備力としての特性を生かしつつ、繁華街や歓楽街等における集団警ら、暴力団対策、暴走族の一斉取締り等、様々な活動を行っている。

また、各種機能別部隊の専門能力を生かした捜査活動や、人命救助活動等の市民生活に密着した警察活動に従事している。



繁華街における集団警ら

(3) 雑踏警備

警察では、祭礼等の行事に際して多数の人が集まることにより事故が発生するおそれがある場合には、雑踏事故の未然防止を図るため、あらかじめ、行事の主催者や施設の管理者等に対して、自主警備体制の強化、自主警備計画の作成、安全確保のために必要な施設の改善等を要請しているほか、警察部隊の投入が必要と判断される場合には、雑踏警備計画を作成し、混雑が予想される場所等への警察官の配置、交通規制、広報活動等を行っている。

また、平成13年7月に兵庫県明石市で発生した多数の死傷者を伴う雑踏事故の教訓を踏まえ、警察では、雑踏事故対策に当たり遵守すべき基本的な事項の再徹底を図るとともに、警察本部に雑踏警備実施指導官、警察署に雑踏警備実施主任者を置き、雑踏事故防止のための体制の確立に努めている。



花火大会における雑踏警備

表5-5 雑踏警備実施状況の推移（平成13～17年）

区分	年次	13	14	15	16	17
入出(千人)		702,050	668,872	657,197	635,799	664,853
出動警察官(千人)		547	523	512	509	499

1 1 災害対策

(1) 自然災害と警察活動

平成17年中の台風、大雨、強風、高潮又は地震による被害は、死者が44人（前年比221人減）、行方不明者が1人（前年比10人減）、負傷者が1,543人（前年比6,232人減）、全壊又は半壊した住家数が5,335戸（前年比2万8,114戸減）、流失した住家数が1戸（前年比19戸減）、浸水した住家数が2万6,113戸（前年比14万1,600戸減）、損壊した道路が2,253か所（前年比9,463か所減）、崩れた山崖が1,458か所（前年比5,501か所）であった。

表5-6 過去5年間の台風、大雨、強風、高潮、地震又は津波による死者、行方不明者又は負傷者の数（平成13～17年。18年4月30日現在）

区分	年次	13	14	15	16	17
死者・行方不明者数（人）		23	19	54	276	45
負傷者数（人）		344	214	1,948	7,775	1,543

地震

17年中は、福岡県西方沖を震源とするマグニチュード7.0の地震、千葉県北西部を震源とするマグニチュード6.0の地震、宮城県沖を震源とするマグニチュード7.2の地震等が発生し、これらによる被害は、死者が1人、負傷者が1,265人等であった。

関係都道県警察では、これらの地震の発生に伴い、災害警備本部等を設置して、所要の災害警備活動を実施した。警察庁では、災害警備本部を設置するなどして、必要な措置を講じた。

特に、3月20日に発生した福岡県西方沖を震源とする地震では、福岡、佐賀の両県で、死者1人、負傷者1,017人等の被害が発生した。広島・山口・熊本の各県警察は、福岡県公安委員会からの援助の要求を受け、延べ約140人の広域緊急援助隊を福岡県に、長崎県警察は、佐賀県公安委員会からの援助の要求を受け、延べ約40人の広域緊急援助隊を佐賀県に、それぞれ派遣した。

台風

17年中は23個の台風が発生し、うち日本に3個が上陸、12個が接近した。これらの台風による被害は、死者が30人、行方不明者が1人、負傷者が213人等であった。

関係都道府県警察では、それぞれの台風の上陸等に伴い、災害警備本部等を設置して、災害警備活動を実施した。警察庁では、災害警備連絡室を設置するなどして、必要な措置を講じた。

特に、台風第14号の上陸では、宮崎県で死者・行方不明者13人等の被害が発生した。福岡県警察は、宮崎県公安委員会から援助の要求を受け、17年9月7日と8日の両日、延べ約80人の広域緊急援助隊を宮崎県に派遣した。

(2) 事故災害と警察活動

J R 西日本福知山線列車事故

平成17年4月25日午前9時18分ころ、兵庫県尼崎市のJ R 西日本福知山線において、7両編成の快速列車が急曲線区間を通過する際に前5両が脱線、うち前2両が列車進行方向左側のマンション1階部分に衝突し、死者107人、負傷者555人等の被害が発生した。



事故現場で活動する特別救助班

兵庫県警察では、同県警察本部長を長とする突発重大事案対策本部を設置して、所要の救出救助活動等を実施した。警察庁では、直ちに、警備課長を長とする警備連絡室を設置し、同日中に警備局長を長とする対策本部を設置した。事故発生に伴い、大阪・京都・滋賀・奈良・和歌山の各府県警察は、兵庫県公安委員会から援助の要求を受け、延べ約170人の広域緊急援助隊を兵庫県に派遣した。

広域緊急援助隊は、車両が複雑にマンションに食い込む困難な状況の中、マンションの崩落を防ぎながら車両を切断するなどして、救出救助に当たった。

ＪＲ東日本羽越線（特急）列車事故

17年12月25日午後7時14分ころ、山形県東田川郡庄内町のＪＲ東日本羽越本線において、6両編成の特急列車「いなほ14号」のすべての車両が脱線、うち前3両が横転、先頭車両がたい肥小屋に衝突し、死者5人、負傷者32人等の被害が発生した。



事故現場で活動する
特別救助班

山形県警察では、同県警察本部長を長とする突発重大事案対策本部を設置して、所要の救出救助活動等を実施した。警察庁では、同日直ちに警備課長を長とする警備連絡室を設置した。事故発生に伴い、宮城県警察は、山形県公安委員会から援助の要求を受け、延べ60人の広域緊急援助隊を山形県に派遣した。

広域緊急援助隊は、猛烈な吹雪の中、折れ曲がった先頭車両に入り込んだ雪とたい肥を、手でかき出して、救出救助に当たった。

（3）広域緊急援助隊の強化

警察庁では、平成16年10月に発生した新潟県中越地震の教訓を踏まえ、17年4月、12都道府県警察の広域緊急援助隊に、極めて高度な救出救助能力を持つ特別救助班（P - R E X）^{（注）}を設置した。特別救助班は、日々実践的な訓練を行い、17年中は、上記列車事故のほか、台風第14号に伴う土砂災害等に出動し、被災者の救出救助等に当たった。

また、18年3月、各都道府県警察の広域緊急援助隊に刑事部隊を新たに設置し、迅速かつ的確な検視や遺族等への遺体の引渡し、安否情報の提供を実施できるよう体制を整備した。

図5-8 特別救助班（P - R E X）の設置



注：水色は特別救助班が設置されている都道府県警察

注：Police Team of Rescue Experts